

神戸市地域自立支援協議会運営協議会からの意見

1. 神戸市地域自立支援協議会（第32回）

日時： 令和5年9月6日（水）19:00～20:30

場所： 三宮研修センター

委員：	神戸市医師会	理事	上月清司
	兵庫県弁護士会	弁護士	荻埜敬大
	神戸市社会福祉協議会	福祉部長	森貞拓郎
	神戸女子大学	教授	植戸貴子
	関西福祉科学大学	教授	津田耕一
	障害者相談支援センター連絡協議会	会長	中野靖
	神戸市福祉局	副局長	奥谷由貴子

2. 課題及び意見

別紙のとおり

3. 神戸市地域自立支援協議会意見の位置づけ

■計画の概要

障害者総合支援法に基づき、障害者の日常生活又は社会生活を営むための支援が総合的かつ計画的に行えるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定める計画

■自立支援協議会としての役割

市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（障害者総合支援法第88条9）

4. 協議会意見提出に伴う付記事項

当該意見提出にあたり、各区協議会が抱える現場の声としての課題認識及び意見を整理しているが、課題解決には的確な原因究明が不可欠であり、今後、施策の検討を進めるにあたっては、各課題についてそれぞれの原因分析を十分に行い、計画に反映させる必要がある。

項目		課題・現状	意見・提案
訪 問	居宅介護 ・ 重度訪問 介護	<ul style="list-style-type: none"> 痰吸引、経管栄養、夜間対応等ができる事業所や、男性ヘルパーの不足。 ヘルパーの空き状況がわからない。 対応可能なヘルパーがいても、住宅街など駐車スペースがない場合に対応を断られることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 喀痰吸引等研修など資格取得をはじめ、ヘルパー確保に向けた幅広い養成の仕組みづくり。 医ケア対応の事業所における必要な手続きの簡素化や時間の短縮、事業所負担の軽減、報酬加算の見直し。 事業所の空き状況を確認できる仕組みをつくれな 市営住宅にヘルパーが利用できる駐車スペースを確保してはどうか。
	同行援護	<ul style="list-style-type: none"> 事業所及びヘルパーの不足。 	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成支援策の強化をしてはどうか。
日 中 活 動 系	生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアが必要な方や強度行動障害をもつ障害者に対応できる事業所が少ない。 機能訓練や入浴ができる事業所が少ない。 機能訓練について、利用者の希望と提供できるサービス内容に乖離が生じている。 送迎サービスのある事業所が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアのできるスタッフが複数の事業所を巡回できる仕組みを、市と区自立支援協議会の協働により整えられないか。 訪問看護事業所と、医療的ケアを必要とする事業所とのマッチングを検討できないか。 機能訓練の提供サービスに関するニーズの把握と、リハビリ特化型の生活介護や、入浴設備のある共生型施設の増加のための取組を進めてはどうか。 既存事業所の定員増、または新規開設に向けた取組の推進。
	就労移行 支援 ・ 就労継続 支援	<ul style="list-style-type: none"> 強度行動障害のある方の日中活動先の不足。 身体介助は事業所ごとの判断で行われていることから、本人に就労意欲があっても利用することが困難。 就労継続支援 B 型利用にかかるアセスメントが対応可能な事業所が地域になく、遠方の事業所を利用する必要があるためハードルが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者養成研修や後方支援等、強度行動障害のある方への支援策の構築。 事業主が障害者を雇用する際に、身体介助のために人材配置が必要となる場合の国補助事業の周知。 就労移行支援事業外でも、本人の慣れた環境で就 B 利用にかかるアセスメントを実施できる制度の検討。

項目		課題・現状	意見・提案
	短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急で受け入れたものの、その後の行先を見つけることが困難。 ・ 重度身体障害者、強度行動障害のある方、医療的ケアが必要な障害者の方が利用できる施設が少ない。 ・ 緊急時に利用できる施設が見つかったとしても送迎をする人がいない場合がある。 ・ 障がい児を受け入れる短期入所先が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時、ヘルパーやその他の支援者が利用者の自宅に宿泊し、支援を行う仕組みの検討。 ・ 医療的ケアが必要な重度障害者の方が利用できるよう、人材育成や法人に対する助成制度の拡充などを検討してはどうか。 ・ 障害児の受け入れが可能な施設を増加させるため、人材育成や事業所への支援を検討してはどうか。 ・ 短期入所利用時の送迎対応を移動支援で実施できるように、対象となる利用内容を拡充してはどうか。
施設・居住支援系	施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源の不足等により、入所施設から地域へ移行することが困難となり、常に空きがない状況である。 ・ 家族の長期入院や他界など、緊急の場合であっても入所できる施設が少ない。 ・ 入所者の高齢化に伴い、①要介護者も増加し、通常の障害者施設における基準人員数では対応が困難。②通院頻度の増加に伴う職員対応の増。③介護に対応できる環境整備のために改修が必要。④支援者や家族の知識不足により介護保険へ円滑に移行できない。⑤介護保険移行後の自己負担金やサ高住等の利用料負担が大きい、など適切な介護状況や介護保険移行に課題がある。 ・ 行動障害がある方の施設入所先がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望者が円滑に地域移行できるよう、入所施設や利用者、家族に向けた移行後の支援のイメージづくり。 ・ 重度障害にも対応できるグループホームの増設等に対する支援。 ・ 緊急を要する方が優先的に入所できる仕組み作り。 ・ 外国人技能実習生の受け入れ等、人員体制強化のための取り組みの推進。
	グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループホームの増加に伴い、福祉的な観点でのサービスレベルに差が生じている。 ・ 重度の方や精神障害者、強度行動障害の方を受け入れるグループホームが少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援力向上のための巡回・研修などの取り組みを行う。 ・ 事業所の新規立ち上げ時に、土地代や改装費用がネックとなるため、助成制度を充実させてはどうか。 ・ グループホームとして物件を貸す場合に、例えば固定資産税の免除等、貸主にメリットとなるような制度を創設できないか。

項目		課題・現状	意見・提案
相 談	計画相談 支援 ・ 障害児 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談の報酬が低い上に事務手続きが煩雑なため、安定的な運営が困難となり、事業所数や専門員数が少ない。 ・ 特に障害児相談支援事業所が少なく、放課後デイや学校との連携が取りにくい。 ・ 障害児相談支援から計画相談支援への移行が困難。 ・ 利用計画案などの質に差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所が安定的に経営を行えるように、報酬の見直しの要望や、利用しやすい人件費補助の拡充を進める。また、書類作成や事務手続きについて、モニタリング報告書や計画作成に関する事務を簡素化する。 ・ 担当ケース数の少ない相談支援事業所への件数増加に関する協力依頼を行う。 ・ 各区役所において統一した対応がなされるよう、判断基準や事務手続きの平準化を行う。 ・ 障害児が高校に入学したタイミングから、卒業後の計画相談の必要性について関係機関が保護者に声掛けを行うなど、早期から移行の準備ができる仕組みの構築。 ・ 利用計画案などの内容に関するチェック機能を新たに設ける。
	地域相談 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行・地域定着の制度を知らない方が多い。 ・ 障害者への理解不足や資源の不足から、地域での生活が困難となっている。 ・ 地域移行・地域定着の事業所が少ない。 ・ 地域相談支援に係る事務が複雑でわかりづらい。 ・ 支給期間の延長が原則1年までとなっており、移行に至ることができないケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの内容や成功事例の共有を行うなど、制度周知やニーズの掘り起こしを行う。 ・ 施設入所者等の地域移行に関する意向を把握し、住宅の確保や障害サービスの充実を図り、地域での受け皿を増やす。 ・ 公営住宅の入居の際、身寄りのない場合は保証人・連絡人免除の対象にする等、制度を拡充できないか。 ・ 地域相談支援のマニュアルを整理するなど、事業所が活動しやすい環境を整備する。 ・ 地域移行支援について、1年以上更新が必要な場合の基準の明確化ができないか。
児 童	障害児 通所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児や行動障害を伴う自閉症児など、専門的な支援が必要な児童を受け入れられる事業所が少ない。 ・ 聴覚障害に対応できる事業所が全市でも少なく、市内全域からの受け入れとなるため、送迎コストがかかる。 ・ 保育所等訪問支援について、学校によっては受け入れてもらえないなど、事業理解に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な障害特性に対応出来る支援者の養成対策。 ・ 医療的ケアの受けられる事業所の増設、補助制度の拡充、設備整備以外のランニングコストに対応した補助を行ってはどうか。 ・ 重度の知的障害・行動障害を伴う自閉症児の支援プログラムや、訓練された専門家チームによる療育プログラム、家庭・地域の学校の療育支援等を総合的に行うための発達障害児の専門施設を作れないか。 ・ 保育所等訪問支援の好事例を発信するなど、学校教員が事業への理解を深められるような仕組みを検討できないか。

項目		課題・現状	意見・提案
地域生活支援事業	日常生活用具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付対象が身体・知的障害の方に限られており、精神障害に対応していない。 ・ 福祉用具について、障害サービスは介護サービスに比べ貸与に関する助成や利用できる選択肢が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者についても、精神症状の悪化により身体的症状や嚥下・上下肢機能が低下した場合、ベッドや手すり等の貸与ができるよう検討してはどうか。 ・ 中・長期的に利用する方及び一時的に必要な方への貸与の仕組みなどを検討してはどうか。
	移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所や通勤・通学、施設入所中に移動支援の利用ができない。 ・ 身体障害者への支給要件が限定的で利用できない場合がある。 ・ 二人付け介助は、必要な時間のみ部分的な支給決定となるが、その時間のみヘルパーを手配することは現実的に不可能であり、外出の機会を得られない。 ・ 移動支援については相談支援の対象となっていないため、利用者本人が事業所を探すこととなり、調整が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態に応じて通所・通学等に利用できるよう、移動に関する他の施策を含んだ包括的な再編成などにより、要件を緩和できないか。 ・ グループ支援（一人のヘルパーが複数の利用者の移動を支援）の制度を導入できないか。 ・ 必ずしも原則通りの支給決定を行うのみではなく、個別に必要性を判断して柔軟な対応が出来ないか。 ・ 移動支援についても相談支援の対象とすることはできないか。
サービス全般	サービス全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフステージごとに利用できる制度やサービス等の情報に利用者がたどり着きづらい。 ・ 事業所の強みや特長を含めた情報や、空き情報などをタイムリーに入手することができない。 ・ 高齢の親と同居する障害者が受診やサービスにつながっていない場合に、支援につながるまでの高齢分野との連携が難しい。 ・ 障害分野以外の機関において、障害福祉サービスに対する理解が薄く、連携が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1人の状況に応じて、必要な情報にアクセスできるよう、広報や情報提供の充実を図る。特に、公的サービスについては、言語や障がいへの配慮、ライフステージに応じた伝わりやすい情報提供が必要。 ・ 市内の事業所について、リアルタイムな情報やQ & Aなどを一括して取り扱う仕組みづくり。 ・ 介護保険分野との連携や情報共有。 ・ 市内の医療介護サポートセンターや地域連携室を持つ病院との相互理解のための勉強会などの開催。

項目	課題・現状	意見・提案
<p>その他</p> <p>介護保険制度へのつなぎ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 65歳到達時において、介護保険サービスへの移行の対応を行う必要があるが、関係機関との連携が取れていない。 介護保険証が届く前から申請が可能であるはずだが、窓口で制度が浸透しておらず、申請が認められないケースがある。また、申請可能期間について、利用者へ十分に周知されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険へ移行する際のマニュアルを作成し、高齢分野と障害分野の職員が共通理解を持つことで、利用者および関係機関の混乱を防止し、スムーズに移行することができるのではないか。 兵庫県つなぐ研修のみでなく、市と区で連携して介護保険への移行に関する研修の実施はできないか。 窓口における申請可能期間の周知徹底および利用者への通知。
<p>福祉人材の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人材確保ができず、どの事業所も深刻な人手不足で十分なサービス提供ができない。 強度行動障害、発達障害、高次脳機能障害、てんかん発作等への理解が乏しく、サービスを提供できる人材が少ない。 サービス間で人材の過不足に偏在がある。 支援者支援が不足しており、バーンアウトが起こりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の就労を促進するため、報酬単価の引き上げや、処遇改善などの取り組みを進め、生涯働き続けられる仕組みづくりを行う。 研修の機会を増やし、支援者のスキルアップを図る。 特に不足しているヘルパーや相談支援専門員への対策を優先して実施すべき。 協議会への集合形式のみでなく、事業所へのアウトリーチによる課題の吸い上げなど、支援者支援の新たな仕組みを構築する。
<p>医療的ケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校への送迎のために家族が転職や退職を余儀なくされたり、家族が送迎できない日は通学ができないことがある。 肢体障害児に必要な環境が整った公的施設が少なく外出に制限がある。 一般校における医ケア児の受け入れ体制が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の登下校支援の充実が必要。 施設のバリアフリー化等に向けた補助金等の支援。 医療的ケア児の受け入れに関する地域格差をなくすよう、教育機関への支援や連携、必要性の指導などを行う。 医療的ケアのできるスタッフが複数の事業所を巡回できる仕組みを、市と区自立支援協議会の協働により整えられないか。

項目	課題・現状	意見・提案
障害理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における障害理解が進んでいない。 ・ 精神障害者への偏見が強く、理解が不足している。 ・ 車いす対応の市営住宅の数が足りない。 ・ グレーゾーンの児童がつながり集える居場所が少ない。 ・ 地域の学校での行事において、学校教員では対応出来ないとの理由で参加出来ない。 ・ 重複障害（盲聾）へのコミュニケーション支援が不足しており、災害時の配慮等も十分に受けられない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者週間以外にも啓発イベントを開催。 ・ 各専門職や民生委員を対象とした精神障害者への理解・啓発に関する勉強会の開催。 ・ 各区に車いす対応の住宅を増やせないか。また、市営住宅を建てる際には、建物内のバリアフリーだけでなく、坂道の有無など立地についても配慮が必要。 ・ グレーゾーンの児童が多様な人と交流できるイベントの開催経費補助。 ・ ボランティアの養成など、地域の学校における障害児対応の強化を図る。 ・ 避難所等への支援方法の事前周知を図る。
災害時 要援護者 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域主催の防災訓練の開催を障がい当事者が知らない場合や、参加への心理的なハードルが高くなる傾向がある。 ・ 福祉避難所に避難する場合、一旦、地域の避難所でスクリーニングを受ける必要があり、障害者の負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催の周知徹底や、事業所単位で訓練への参加を行うなど、防災訓練に障がい当事者が参加しやすい仕組みを整える。 ・ 福祉避難所に要援護者の事前登録などを行うことで、スクリーニングを受けずとも直接避難できるシステムを導入してはどうか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学児の相談先が分かりにくく、必要な支援を受ける事が出来ない。 ・ ひきこもりの方へのアプローチ方法が難しい。 ・ 学校卒業と同時に支援制度が変わるため、それまでと同等の機能訓練を受けることが困難となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無に関わらず子どもに関することはすべて相談できる、ワンストップの相談窓口を開設してはどうか。 ・ ひきこもりの支援機関からアプローチの手法や好事例等について情報共有ができる仕組みづくり。 ・ 医療と福祉の連携強化や生活介護事業所における機能訓練の支援の充実。